

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
	(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	—	—	—
コーディネート及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	—	—	—
達成率	—	—	109%	104%	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	—	—	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	—	—	—
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	—	—	—	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	—	—	—
達成率	—	—	114%	100%	—	—	—	従事人員数（人）	752	773	—	—	—
都市再生事業等に係る経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	—	—	—						
都市再生事業等に係る経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	—	—	—						
達成率	—	—	111%	100%	—	—	—						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p><b>Ⅲ 国民に対して提供するサービス</b>  <b>その他の業務の質の向上に関する事項</b>  <b>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</b>  <b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b>  人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。  都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。  このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投</p>	<p><b>I 国民に対して提供するサービス</b>  <b>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b>  <b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b>  都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。  このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。  なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p><b>I 国民に対して提供するサービス</b>  <b>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</b>  <b>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</b>  都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。  このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。  なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;  ・コーディネート及び事業の実施地区数  262地区  ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果  民間建築投資誘発効果  1兆6,000億円規模  経済波及効果  3兆1,000億円規模  &lt;その他の指標&gt;  ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  &lt;評価の視点&gt;  ・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。  ・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。  ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  &lt;主な定量的な指標&gt;  ・コーディネート及び事業の実施地区数  273地区  ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果  民間建築投資誘発効果  1兆6,000億円規模  経済波及効果  3兆1,000億円規模  &lt;その他の指標&gt;  ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  117地方公共団体  ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  42地方公共団体</p>	<p>I-1  &lt;評定と根拠&gt; I-1-(1)  評定：B  &lt;評価の概要&gt;  令和2年度においては、我が国都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値を上回る273地区でコーディネート及び事業を実施。各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆6,000億円規模、経済波及効果3兆1,000億円規模の実績をあげた。  また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。  都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化推進するとともに、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。  政策的意義の高い都市再生等の推進のため、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や、地方都市等における地域の特性や</p>	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <p>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</p>		<p>資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、昨今都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で、機構は各地区において、それぞれの地区の課題や背景に応じた、様々な立ち位置、役割でまちづくりを実施、支援しており、機構が関わることで、民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。また、これまで築いてきた地方公共団体等との良好な関係や実績により、令和2年度は支援する地方公共団体が全国に広がり、大幅に増加した。</p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力高める都市再生を進める必要がある。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、旧虎ノ門病院跡地にて、病院機能を停止することなく施設の更新を図り、令和元年度病院棟の竣工に至った。令和2年度は、隣接する業務棟において、国際競争力強化に資する施設を有するオフィスビルの整備に向け、機構が施行者として事業を着実に進捗させ、9月に新築工事着工に至った。</p> <p>また、昭和29年に東京メトロ日比谷線が全線開業して以来、約56年ぶりの新駅として、機構が事業主体となり整備を進めてきた虎ノ門ヒルズ駅が6月に開業した。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、旧虎ノ門病院跡地にて、病院機能を停止することなく施設の更新を図り、令和元年度病院棟の竣工に至った。令和2年度は、隣接する業務棟において、国際競争力強化に資する施設を有するオフィスビルの整備に向け、機構が施行者として事業を着実に進捗させ、9月に新築工事着工に至った。</p> <p>また、昭和29年に東京メトロ日比谷線が全線開業して以来、約56年ぶりの新駅として、機構が事業主体となり整備を進めてきた虎ノ門ヒルズ駅が6月に開業した。</p>	<p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域で事業、コーディネートを実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、周辺のまちづくりと連携して事業を進める必要があったため、駅整備については、周辺のまちづくりを一体的に進めるための事業調整を担う機構が事業主体となり、交通結節機能の強化に不可欠な駅の整備を実施。新駅の開業を迎え、高度利用街区が集積するビジネ</p>

	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>「羽田空港・殿町エリア（東京都大田区、神奈川県川崎市）」においては、土地区画整理事業の施行者として、国土交通省、東京都、大田区、鉄道事業者及び産業交流施設等を整備・運営する民間事業者等の多様な関係者と調整を行いながら、事業を着実に推進してきた。令和2年度は、土地区画整理事業が一定の進捗を迎え、民間開発事業者の整備による羽田イノベーションシティが7月に先行開業に至った。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、1期開発事業から産学官の連携の下、機構が総合的・長期継続的に事業展開を行っている。令和2年度は2期開発区域において民間開発事業者への土地引き渡しや建築工事の着工等、事業を着実に進めるとともに、近接エリアにありながら更新が滞る芝田エリア等において、保有地を活用し環境・価値を維持向上させるための地域活動を実施した。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、国内最大規模のバスターミナルの整備を推進。12月にバスターミナルの運営事業者が決定し、整備・運営に係る基本協定の締結に至った。</p> <p>「飯田橋駅周辺地区（東京都千代田区）」においては、複数の行政機関や鉄道事業者との調整や民間開発動向の内容を踏まえた検討を担うとともに、行政機関及び鉄道事業者と機構から構成される検討会の事務局として、駅とまちが一体となった検討を進め交通結節機能等の更なる強化を目指すための指針「飯田橋駅周辺基盤再整備構想」の作成を</p>	<p>ス拠点へと変貌を遂げるエリアにおいて、国際競争力強化に資する交通結節機能の強化が図られている。</p> <p>「羽田空港・殿町エリア（東京都大田区、神奈川県川崎市）」においては、空閑地として土地利用転換が期待されてきた地区であり、日本の玄関口に留まらない、アジアのハブ空港としての地位獲得に寄与すべく、土地の再編及び都市基盤の整備等を実施。産業交流施設やクールジャパン発信拠点を創出する「新産業創造・発信拠点」の実現に寄与。保有地についても、(仮称)羽田連絡道路に係る工事ヤードとして川崎市に貸与し、当該道路整備に貢献。両地区のアクセスを支えるインフラとなる当該道路が整備されることで、羽田エリアとライフサイエンス分野におけるイノベーション拠点の形成が実現した殿町エリアとの相乗効果も期待されている。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（区画整理・防災公園）と民間事業者との連携を図ることで「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成に向けた整備を推進するとともに、芝田エリアでの活動により、多様な都市活動を支えうめきたとの相乗効果を生み出す地域の再生を進めている。これらの施策により、関西圏の国際的かつ関西の広域中枢拠点としてさらなる価値の向上を推進した。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都千代田区）」においては、東地区、北地区、中地区という3つの第一種市街地再開発事業を支援しており、機構が各市街地再開発組合からバスターミナル部分を順次取得し、これを</p>
--	----------------------------	----------------------------	--	---	---

				<p>支援し、9月に当該構想の公表に至った。</p> <p>「九州大学箱崎キャンパス跡地（福岡県福岡市）」においては、同大学の箱崎キャンパス移転に際し、歴史ある同大学キャンパス跡地にふさわしい土地利用転換とすべく、土地利用事業者の募集に向けてのサウンディングを行うとともに、九州大学、福岡市との開発工事の協議を整えた。</p>	<p>一括して賃貸することで、完成時期等が異なるバスターミナルにおいて、同一事業者による一体的な運営を計画している。これにより、国際都市東京の玄関口として交通結節機能の強化の実現に寄与している。</p> <p>「飯田橋駅周辺地区（東京都千代田区）」においては3区の区境に位置し、鉄道5路線が結節するほか、幹線道路3路線が交差する交通の要衝であり、駅周辺では複数の地区においてまちづくりの検討が行われている。地下の乗換コンコースなど駅施設等の歩行者の流動空間を始めとする都市基盤が混雑して分かりにくく、バリアフリー動線にも課題があることから、それらの課題の解決を目指す「飯田橋駅周辺基盤再整備構想」の公表により、駅周辺開発や具体的な基盤施設の検討の道筋が立ち、まちづくりの前進に寄与した。</p> <p>「九州大学箱崎キャンパス跡地（福岡県福岡市）」については、機構の大規模開発に係るノウハウを活用しつつ、民間事業者から幅広くアイデア・意見を聞き事業計画に反映させた上で、開発事業全体を誘導しながらキャンパス跡地の土地利用転換を推進した。</p>
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進した。</p> <p>また、国土交通省及び内閣府が進める都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に向けたモデル都市（32都市）のうち13都市において、機構がハンズオン支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、百貨店跡地を機構が市に代わり機動的に取得し、保有することで再開発事業組成までの期間を下支えし、市主導のまちづくりを支援・補完してきた。令和2年度は隣接エリアにおいて、機構が市街地の中心にある別の百貨店の跡地も新たに取得した。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍でも全国の自治体に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加。また、それら多種多様な</p>	

	<p>機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」においては、令和元年度に実施した公園の活用方法を検討する実証実験の成果を金谷地区のまちづくり構想に反映し、世代間交流の拠点形成に向けた事業環境を整備しようとする市の検討を支援した。また、むつ市は機構のコーディネート支援や専門家からのアドバイスを活かしながら、地方都市再生コンパクトシティに向けた施策も進めている。</p>	<p>相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応。まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通じ、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、117の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、ノウハウ・マンパワーを提供しながら、面的かつ継続的に、事業に関与。同エリアの核となる「大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業」について、長岡市長からは、「機構の協力のもとで着実に関係者協議や諸手続が進み、令和2年度、工事を開始することができた」との評価をいただいた。新たに取得した土地については、地域経済の担い手が活躍できる可変性をもった空間づくりを志向して、機構が開発主体としての役割も担いながら、市や商工会議所、地元企業・大学等の連携の促進を支援し、地域主導でのまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」においては、病院とその周辺にある公園、子育て施設等を一体的な都市空間として捉えたまちづくりを支援。庁内の横断的検討体制の構築を機構から提案し、関係部局による検討の支援等を行い、総合病院の再整備を契機に地域全体を世代間交流拠点とした市の意向の実現に寄与している。</p>
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向け</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では23区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手。令和2年度においては全国18エリア（首都圏16エリア、関西圏2エリア）において事業中である。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、取得地の一部について大学誘致により賑わいを創出する</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心な</p>

<p>た取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>とともに、「としまみどりの防災公園（愛称：イケ・サンパーク）」の整備に当たっては、首都圏初の Park-PFI を導入し、事業の早期から維持管理や運営を見据えた計画立案を実施。豊島区との連携の下、12月に全面開園を迎えた。</p> <p>「二葉四丁目地区（東京都品川区）」においては、地域の課題のひとつであるエリア内に不足する公園の整備促進に向け、機構が機動的に取得した複数の小規模土地を区へ譲渡し、交換対価として取得した土地において従前居住者用賃貸住宅の工事に取り掛かった。</p> <p>和歌山県においては、南海トラフ地震等による市街地の被害が想定される中、事前防災まちづくりの推進は喫緊の課題となっており、機構は県が策定する「復興計画事前作成の手引き」に係る委員会に参画し、復興事業等の経験に基づき助言。当該委員会で構築された関係を基に、美浜町及び印南町において事前復興計画策定を支援した。</p>	<p>まちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性が高いこと、区内道路が狭隘で住民の避難や緊急車両の進入が難しいなどといった地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した、支援により、整備改善・不燃化推進に大きく貢献した。また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。これらの結果、42の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、豊島区と連携の下、複数の事業手法を活用して広域的な防災拠点の形成と安全性向上を実現。平時でも多くの地域住民や来街者が集う魅力ある空間を提供することで、地域の魅力と防災性を両立させた地域価値の向上に貢献した。</p> <p>「二葉四丁目地区（東京都品川区）」においては、道路整備に伴う移転者の受皿住宅の整備を行うなど、区が進める避難道路の拡幅整備等を支援し、消防活動困難区域の解消を図り、地域の防災性の向上に寄与している。</p> <p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりについては、和歌山県との関係構築を契機とし、県内の市町に対して、東日本大震災における復興支援等の経験を活かした支援等を行い、事前防災まちづくりの推進に寄与した。</p>
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1兆 8,000 億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆 6,000 億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和 2 年度中に 262 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1兆 6,000 億円規模(累計で 1兆 6,000 億円規模)の民間建築投資を誘発し、3兆 1,000 億円規模(累計で 3兆 1,000 億円規模)の経済波及効果を見込む。</p>			<p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりについては、和歌山県との関係構築を契機とし、県内の市町に対して、東日本大震災における復興支援等の経験を活かした支援等を行い、事前防災まちづくりの推進に寄与した。</p>

						これらを踏まえ、B評定とする。	
--	--	--	--	--	--	-----------------	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	10 回	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	—	—	—
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	18 回	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	—	—	—
達成率	—	—	270%	180%	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	—	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	10 団体	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	—	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	13 団体	—	—	—	行政コスト（百万円）	171,49	122,638	—	—	—
達成率	—	—	180%	130%	—	—	—	従事人員数（人）	752	773	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b> 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</li> <li>・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。</li> <li>・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</li> </ul>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b> 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p><b>(2) 災害からの復旧・復興支援</b> 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数</li> <li>・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数</li> <li>・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行ったか。</li> <li>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。</li> <li>・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 18回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 28人・日</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 6回</li> </ul> <p>① 災害からの復旧支援 令和2年度においても豪雨や地震といった災害が発生する中、発災前又は直後から内閣府や国土交通省、地方整備局から被害状況や支援の有無に関する情報を収集した。特に規模の大きかった災害のうち、7月豪雨の際は九州及び中部地方整備局へ、福島県沖における地震（令和3年2月13日発生、以下「福島県沖地震」という。）の際は東北及び関東地方整備局へリエゾンを派遣し、積極的に情報収集にあたった。具体の支援としては、7月豪雨において被災者向けに半年間無償で使用可能なUR賃貸住宅を計80戸用意し、同豪雨及び福島県沖地震においては、内閣府の要請に基づき、罹災証明書発行のために必要となる住家の被害認定調査に関して、被災した6県（熊本県、鹿児島県、大分県、福岡県、岐阜県、福島県）へ、支援職員をのべ28人・日、派遣した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(2) 評定：A</p> <p>&lt;評価の概要&gt; 大規模災害発生時においてプッシュ型で情報収集を行い、被災者向け賃貸住宅を80戸用意するとともに、被災地へ支援職員を述べ28人・日派遣するなど、被災者の迅速な生活再建に寄与した。</p> <p>長野県佐久地域においては、多数の関係者の課題や情報の集約・共有、工事進捗状況の積極的な情報発信等を実施し、県知事から感謝状を受領するなど、復旧への貢献について評価を受けた。</p> <p>新たに3つの支社に災害対応支援に関する専門組織を設置するとともに、オンラインを活用して6回の研修等を実施し、特に住家の被害認定については内閣府と連携して97人の支援職員を育成するなど、支援体制を強化した。</p> <p>啓発活動では、災害復旧工事マネジメント業務や住家の被害認定調査等、機構のノウハウを生かすとともに、効果的に情報を発信し、年度計画を上回る18回（計画値対比180%）の啓発活動を実施し、地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与している。</p> <p>関係構築については、新たに巨大地震や風水害による被害が予見される地域を中心として13団体（計画値対比130%）と関係づくりを進めるとともに、既に関係を構築している団体とも関係の深度化を進めた。</p>	

	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成 28 年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>平成 28 年熊本地震にかかる復興支援については、災害公営住宅の建設完了後の入居者支援等、被災市町の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。また、令和元年東日本台風で甚大な被害のあった長野県における災害復旧工事マネジメント業務を適切に実施する。</p>		<p>② 災害からの復興支援</p> <p>令和元年東日本台風にて、甚大な被害を受けた長野県佐久地域において、約 700 箇所までに及ぶ公共土木施設をはじめとした災害復旧工事の円滑な推進・早期完了を目的とし、多数の発注者間や多種多様な復旧工事間の横断的な調整（以下「災害復旧工事マネジメント業務」という。）を実施した。具体には、現地に事務所を開設の上で専属の職員を配置し、長野県佐久建設事務所、長野県建設技術センター及び機構にて「佐久地域災害復旧支援チーム」を組成し、国や県、市町村等の発注者である 19 団体 28 部署からなる「発注者調整会議」、総勢 120 社以上にのぼる施工業者が佐久地域を 13 ブロックに分けて開催する「工事連絡調整会議」、資材調達等を関係事業組合とともに検討・準備する「施工確保対策連絡協議会」という 3 つの会議体を運営支援することにより、関係者間において情報や課題、安全対策、資材調達動向等を共有し、佐久地域における災害復旧工事全般の円滑化を図った。また随時災害復旧工事の進捗状況に関する情報を整理・見える化し、長野県の HP を通じて地域へ発信している。また本業務の進捗にあわせ、国や県、有識者、機構等からなる「災害復旧工事マネジメント業務勉強会（仮称）」の実施体制づくりを行い、同会にて令和 3 年度から災害復旧工事マネジメント業務の効果検証や今後の活用方策についての検討を行う予定としている。</p>	<p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>大規模な災害発生時においては、令和元年度から開始した各地方整備局との関係構築が実を結び、豪雨や地震時においてリエゾンを速やかに派遣し、現地での情報収集にあたることができた。また被災後は被災者が各種支援を受けるための最も基礎となる住家の被害認定調査が地方公共団体の急務となることから、内閣府とともに同調査に関する職員を速やかに被災地方公共団体へ派遣して支援にあたった。7 月豪雨においては人的支援に加え被災者向けに半年間無償で使用可能な UR 賃貸住宅を計 80 戸用意し、被災者の生活再建の迅速化に寄与した。</p> <p>② 災害からの復興支援</p> <p>長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務については、機構が各会議体等を通じて多数の関係者の災害復旧工事の課題や資材調達に関する情報を集約・共有し、被災した地方公共団体職員からは『総合的なマネジメント支援や、きめ細やかな情報収集が助けになった』『情報発信についても効果的な広報ができています』等の評価を受けた。また、災害復旧の進捗状況について長野県の HP により積極的に地域の住民等へ公開していることが県下では画期的な施策であった。これらを踏まえて 10 月には長野県知事から復旧への貢献について感謝状を受領した。</p>
--	--	---	--	--	--

	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>全国で災害が発生する中、また平時からの地方公共団体等との関係構築等を一層推進すべく、中部、西日本、九州支社に災害対応支援に関する専門組織を設置した。</p> <p>災害対応支援に関する人材育成や訓練については、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で集合形式の研修の開催が困難な状況であったが、オンラインを活用し全国の本部、支社、事務所等をつないだ研修を4回、訓練を2回実施している。特に新たな支援である住家の被害認定調査については、内閣府と連携し新規の研修を2度にわたって実施、全国で延べ97名の職員が受講し、発災時に被災地へ派遣できる体制を整えた。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動に関しては、従来から実施している機構の災害対応支援事例の紹介に加えて、長野県佐久地域で実施している災害復旧工事マネジメント業務や東日本大震災の復興経験からの知見、住家の被害認定調査といった啓発内容の充実を図り、計18回実施した。具体には、災害復旧工事マネジメント業務については、アーバンインフラテクノロジー推進会議等において、地方公共団体や関係団体に対して実施の背景となる災害復旧に関する課題や業務の必要性について説明を実施している。また、日本地域創生学会をはじめとした各種学会やイベントにおいて、地方公共団体職員等をメインに、東日本大震災からの復興経験をふまえた知見を紹介している。更には、内閣府との協定締結を</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>広範囲に被害が及んだ令和2年7月豪雨においては、複数の地方公共団体に対して同時期に職員の派遣が必要な場面があったが、支社にも災害対応に関する専門組織を設置したこと、予め出水期を想定して住家の被害認定調査に関する支援要員の育成を行っていたことにより対応することができた。</p> <p>また、内閣府との協定締結を踏まえた職員育成に着手し、大規模な災害発生時においても、被災者の生活再建のために迅速な実施が必須となる住家の被害認定調査支援について、一層安定的な体制の構築を図った。</p> <p>啓発活動に関しては、メニューの充実化を図り、対象のニーズに沿うように見直しを加えながら実施した。その結果、災害の激甚化・頻発化、また地方公共団体の技術職員の減少といった社会課題の中で、災害復旧工事マネジメント業務の必要性が認識され、例として令和元年東日本台風で被災した宮城県とは、今後の備えとして、災害復旧工事マネジメント業務を題材とした勉強会を令和3年度以降開催することについて合意した。また、国・地方公共団体、民間企業、有識者等で構成されるアーバンインフラテクノロジー推進会議においては、同業務が「これからの都市づくりに貢献する」との評価を受けて優秀賞を受賞した。令和2年度から実施している住家の被害認定調査に関する啓発活動においても、被害認定制度の解説等を通じて地方公共団体職員の災害対応力の向上に寄与しており、</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>通じ、県の実施する市町村向けの住家の被害認定調査説明会に参加し、5つの地方公共団体職員への住家の被害認定調査の概要や機構の災害対応支援について説明を行った。一般の方々向けには、ぼうさいこくたい2020において、地区防災計画策定支援に携わった職員によるトークセッション動画を作成・配信等もしている。啓発の実施に当たっては、新型コロナウイルスの影響もあり開催を断念するものも多数あったが、従来の対面方式に加えてオンライン会議等も活用して進めた。</p> <p>復旧・復興に関しては、新たに13団体と関係を構築している。具体には、6月に内閣府と機構において連携協定を締結し、平時より体制を構築し、発災時における迅速かつ円滑な住家の被害認定調査の実施を支援する関係づくりを行った。その他にも新たに南海トラフ地震・首都直下地震で大きな被害が予測される地域や近年水害が頻発している県等を対象に、連絡体制の構築や相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施するとともに、日本下水道事業団や(一社)近畿建設協会等、下水道や道路等の社会インフラ整備を担い、公共団体支援機能を有する機関との連携にも着手し、関係構築先の多様化を進めた。</p> <p>加えて、中国地方整備局とは防災集団移転促進事業に関する勉強会を実施するなど、令和元年度までに関係構築を実施している地方整備局や県とは新たに防災連絡会や訓練活動等への参画を通じて連携し、また、当年度の連絡体制情報の更新と意見交換を実施するとともに、発災時においては関係構築により築</p>	<p>開催した地方公共団体から「受講した職員の知識や技術力の向上につながった」との評価がなされた。</p> <p>関係構築のうち、内閣府との連携は、政府が「令和元年台風第15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の検証レポートにおいて示す、災害対応に関する地方公共団体の技術職員数や経験の不足等といった課題に対して、被災した地方公共団体が被災後速やかにかつ短期間で実施しなくてはならない住家の被害認定調査について、阪神淡路大震災以降、大規模発災時において地方公共団体支援を行ってきた経験や、特に被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定に係るコーディネート支援の実績等、機構の専門性を生かして応えるものである。</p> <p>また、新たに巨大地震や風水害等による被害が予測される地域において関係づくりを進める中、経験者の少ない地方公共団体から、被災建築物応急危険度判定のコーディネートに関する経験や、災害復旧工事マネジメント業務等におけるノウハウに期待が寄せられており、令和3年度には講習会や勉強会等も予定している。</p> <p>(一社)近畿建設協会とは発災時の市町村災害復旧相互支援のための人材活用や費用給付に係る体制づくりに着手する等、新たな試みを行っており、多様な主体との関係構築を進めている。</p> <p>過年度に関係構築をしている団体とは具体的な訓練の実施や情報交換の仕組みに参画する等、相互に災害対応力の向上を図り、更なる関係の構築に努めた。</p>
--	--	--	--	---	---

				<p>いたホットライン連絡体制を用いて 20 回以上に及ぶ発災前後の情報共有を実施している。</p> <p>特に被害の大きかった令和 2 年 7 月豪雨では九州地方整備局・中部地方整備局へ、福島県沖地震においては東北地方整備局・関東地方整備局へリエゾンをプッシュ型で派遣し、情報収集にあたった。上記の機関以外にも、防災科学技術研究所とは集合住宅のレジリエンス向上に向けた検討を進めるとともに、同研究所が主催する都市の街区単位での免振技術の導入に向けたワーキングに参画した。また同研究所と災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究に着手し、市町村が実施する住家の被害認定調査等業務について、約 500 の地方公共団体に対して民間事業者との連携状況の実態調査を開始した。その他の研究機関とも、発災時の通信インフラ遮断時における可搬型通信システムの実証実験フィールドの提供といった連携を実施している。</p>	<p>その他研究機関においても、機構のまちづくり等に関する知見を生かしたアドバイスや、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究に着手する等、関係の持続に留まらず、より関係を深化させた。</p> <p>近年、異常気象等に起因する水害の激甚化・多発化という社会課題に対して、災害復旧工事マネジメント業務や住家の被害認定調査といった各種支援、地方公共団体等への啓発活動甚大な被害が想定されている地域を中心とした関係構築等、機構の専門性を生かして対応した。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を大きく上回る成果をあげた点を考慮し、A 評定とする。</p>
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10件	－	2件	2件	－	－	－	予算額（百万円）	122,463	133,795	－	－	－
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	－	－	2件	3件	－	－	－	決算額（百万円）	112,424	101,046	－	－	－
達成率	－	－	100%	150%	－	－	－	経常費用（百万円）	171,372	122,341	－	－	－
								経常利益（百万円）	7,835	47,270	－	－	－
								行政コスト（百万円）	171,49	122,638	－	－	－
								従事人員数（人）	34	39	－	－	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p><b>(3) 都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 3件</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 15件</li> </ul> <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を図るべく、事業進展の各段階において、相手国機関や企業との連携をはかりながら、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>タイのバンコク・バンズー中央駅周辺都市開発については、タイ運輸省、タイ国鉄（以下「タイ側」という。）が目指すスマートシティの実現と日本企業が参入できる環境の創出にむけ、過年度から独立行政法人国際協力機構（JICA）調査への参画や JICA 専門家の派遣等を行ってきたが、令和2年度はセミナー等を通じて、日本の開発の経験を踏まえ、大規模開発における事業推進体制の構築、インフラ総合計画、開発ガイドライン等の必要性等についてタイ側と意見交換を実施。その結果、当機構及び我が国の都市開発手法に対するタイ側の期待を高めることに成功し、相互協力の一層の強化を目的とした覚書の交換に至った（令和2年12月）。覚書交換後は、タイ側と具体的な開発の進め方について意見交換を実施している。</p> <p>インドネシアの都市・住宅開発分野を担う国営企業である国家住宅開発</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; I-1-(3)</p> <p>評定:A</p> <p>&lt;評価の概要&gt;</p> <p>海外の都市開発事業等への我が国事業者等の参入促進を目的に、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援への新たな着手に係る業務を行っているが、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない状況となり、相手国機関との連携に支障をきたす状況下にもかかわらず、WEB会議等を駆使して相手国機関との協議を重ねて関係構築を進めた。その結果、中国、インドネシア、タイの三カ国において、都市開発等の計画策定及び事業支援に関して、当初の目標を上回る3件の覚書交換が実現でき、日本企業の進出に向けた検討及び受託契約締結への協議を推進する体制を構築できた。</p> <p>また、大規模都市開発のプロジェクトに係る海外への支援に係る業務として、オーストラリア・西シドニー新空港周辺開発に関して、ウエスタン・パークランド・シティ公社との間で令和元年度に締結したアドバイザー業務に基づき、技術支援を推進するとともに、令和3年度の海外事務所設置に向けた準備を行い、コロナ禍においても継続的かつ有用な支援を行うことができ、更なる体制の強化に向けた準備も行うことができたため、今後の大きな成果が期待される。</p> <p>さらに、国際的プレゼンスの向上及び新たな関係の構築に係る業務として、国土交通省主催の日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合の事務局としての支援やWEBセミ</p>	

				<p>公社(以下「プルムナス」という。)との間で、当機構が経験、知見を有する公共交通指向型都市開発(TOD)や団地再生事業に関する意見交換を続けてきた。令和2年5月に経営陣が急きょ交代し、協議継続が危ぶまれたが、関係を再構築し、本年度、日本企業が参画する都市再開発やTOD等の共同プロジェクトを創出することを目的とした覚書を交換した(令和2年7月)。覚書交換後は、プルムナスから共同プロジェクトの候補地が複数提示され、日本企業参画の可能性等を踏まえた検討に着手している。</p> <p>中国では、中国交通建設と、平成31年の天津案件でのアドバイザー業務受託以来、都市開発に関する研修を実施する等、良好な関係を継続してきたが、本年度、次の段階に進むべく、日中共同による都市開発・賃貸住宅プロジェクトの実践及び日本企業のビジネス機会創出につながる共同プロジェクトの検討を行うことに合意し覚書を交換に至った(令和2年6月)。覚書交換後は、雄安新区等において、日本企業参画の可能性等を踏まえながら、中国交通建設と情報共有やプロジェクトの検討を進めている。</p> <p>また、令和元年度覚書を交換した中国城市科学研究所とは、覚書に基づき「日中エコモデルシティ」の案件検討のパートナーとなる中国地方政府の募集を行い、複数件あった申請に対して、日本企業参画の可能性等を踏まえたプロジェクトの選定が進行中である。</p> <p>なお、過年度から継続して支援している国においては以下のとおり進めている。</p> <p>平成30年にオーストラリア・ニューサウスウェールズ州と覚書を交換した</p>	<p>ナーの開催によって、コロナ禍において現地視察の受け入れが困難な状況下でも、逆境をバネに新しい方法で海外機関との関係構築を行うことができ、業務の継続につながる成果を得た。</p> <p>&lt;具体的な事例・評価&gt;</p> <p>覚書を交換した3件については、いずれも過年度から関係構築を進めてきた成果であり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向け、次のステップに繋がった。</p> <p>個々の案件に関して、タイの覚書については、日タイ両国政府を交えて交換したものであるが、大規模なインフラ整備を伴う事業の推進に向けて、開発主体であるタイ国鉄のみならず、両国政府を含めた枠組みの中で開発を推進していくことに合意することができたものである。本覚書に基づき、機構が計画策定等に関与することで、スマートシティに関連した高度な技術を持つ日本企業の参画機会の創出を目指す。</p> <p>インドネシアについては、時間をかけてプルムナスとの関係を構築してきたが、令和2年5月に経営陣が急きょ交代したことに伴い、協議継続が危ぶまれたものの、機構の日本における実績や機構が関わることの意義について、新経営陣に丁寧に説明する等真摯に対応することにより、関係をゼロから構築した結果、相手方の信頼を得ることができ、覚書の交換に至ることができた。本覚書に基づき国営企業であるプルムナスとの共同プロジェクトの組成を推進することは、日本企業の進出が進んでいないインドネシアの公有地での住宅・都市開発分野における日</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>後、令和元年に西シドニー新空港周辺エリアの開発に関するまちづくり計画の策定支援について、このエリアの開発責任機関である州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社(WPCA)との間でアドバイザー契約を締結した。令和2年度は、コロナ禍の渡航制限により業務を一時中断したものの、ウェブ会議の活用等により実施体制を見直した上で業務を再開し、策定中のマスタープランに対するレビュー業務を行っている。また、新空港周辺エリアの開発支援に留まらず、豪州全体の戦略拠点として令和3年度当初にシドニーに現地事務所を開設するべく準備した。また、日本企業の参入機会の創出という観点からは、在日豪州大使館等とも協力し、WEBセミナー等を通じた日本企業への情報発信や州政府への日本企業の紹介を行うと共に、州政府のキーパーソンとの関係構築や新規案件の発掘等を進めた。</p> <p>令和元年12月に覚書を交換したミャンマー国建設省都市・住宅開発局(DUHD)においては、同省及びミャンマー地域政府の担当者を対象とした賃貸住宅の管理運営に係る研修を令和2年12月にWEB形式で実施し、ミャンマー全土より50名弱の参加を得た。同研修では機構の事例紹介を通じて、ミャンマーにおける賃貸住宅の管理運営システムの構築に向けて、意見交換を行った。また、日本企業の参入機会の創出という観点からは、日本とミャンマーによる住宅・都市開発協働プロジェクトの組成に向け、候補地の検討に向けた意見交換をDUHD側と行った。しかしながら、2月に起こったクーデターにより、政府の指針を踏まえ、支援活動は中断している。</p>	<p>本企業の事業機会創出という意味で意義深い。</p> <p>また、中国については、世界的な建設企業である中国交通建設(令和2年フォーチュングローバル500:78位)との間で、日本企業とのビジネスマッチング、中国交通建設グループが実施する都市開発プロジェクトに関する日中共同の施策等を盛り込んだ覚書を交換することによって、同社との共同事業の組成を通じた日本企業の参画機会創出に繋げるための環境整備を行うことができた。</p> <p>過年度覚書を締結した国においても、我が国事業者の参入に向け、課題抽出や案件発掘、具体的検討を実施している。</p> <p>オーストラリアでは、コロナ禍による業務中断中も現地の計画策定の進捗状況等を随時確認してきたことで、再開後も有効な示唆を提供できた。令和3年3月のWPCAの理事会において、災害に強く持続的でスマートな都市の重要性をプレゼンしたことや、これまでの業務実績と継続的な支援業務の有用性が高く評価され、今後の業務への期待が示されている。</p> <p>ミャンマーにおいては、賃貸住宅の管理運営に係る研修をコロナ禍においてもWEB形式で実施することで、賃貸住宅事業において、整備だけでなく、管理運営の重要性についてミャンマー側関係者に理解させることができ、DUHDの幹部からも高く評価された。</p> <p>機構の海外展開支援に関する研修等については、コロナ禍においても歩みを止めず、オンラインを活用したWEBセミナーを開催することによって、機構の知見を相手国の政府関係者等に共有することができ、機構のプ</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>海外の都市開発事業への日本企業の参入促進にあつては、機構が日本において培った技術やノウハウを海外政府関係機関等に提供し、日本の都市開発に対する理解を深めてもらうことが重要であるため、現地でのセミナー開催や日本の事例を視察してもらうことを計画していた。コロナ禍により渡航が困難になったことから、対面式のセミナー開催及び国内視察が実施できなかったが、WEB 会議を行う環境が整った下半期には、計 15 件の WEB セミナーを開催し、海外にいる政府関係者や日本企業等に対して機構や日本の知見を紹介することができた。</p> <p>令和元年度に続き、国土交通省が主催する「第2回日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」の実施機関として、令和2年 12 月にオンラインで開催された会合の実施に当たり、相手国機関と日本企業との連携体制の構築を支援した。そのほか、海外エコシティプロジェクト協議会(J-CODE)、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)、日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム等の様々な二国間会合や官民協議会に関与し、機構の海外展開支援業務に係る情報発信により、日本国政府と一体となって、政府間の連携構築を支援した。</p> <p>人的支援面では、JICA長期専門家としての技術職員の派遣、JICA本部、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)へ職員を派遣し、各機関との連携と人材育成を進めた。</p>	<p>レゼンス向上、関係構築に貢献した。また、対面式セミナーでは難しかった海外の地方都市の自治体関係者なども参加できるようになり、遠隔地の多くの関係者に共有することができ、オンライン開催の利点を生かすことができた。</p> <p>我が国事業者等の連携体制構築支援については、日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合や様々な二国間会合や官民協議会等に積極的に関与し、機構の情報発信により、政府間の連携構築に貢献した。</p> <p>人材育成の成果としては、派遣が終了し当機構に復職した職員を極力海外展開支援部に配属させ、派遣先で得た知識と経験を他の職員と共有することにより、海外部門の人材育成の底上げとモチベーションの向上に波及効果があった。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A 評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し